

名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局補助金等交付規程（平成18年名古屋市上下水道局管理規程第8号）に定めるもののほか、雨水流出抑制施設を設置する者に対し、予算の範囲内において雨水流出抑制施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水利用 雨水をタンクに貯留し、植木や花壇、庭への散水等に活用することをいう。
- (2) 浸透雨水ます 住宅等の敷地内に降った雨水を地中に浸透させることにより河川、下水道等への流出を抑制するとともに、地下水の涵養を図る施設をいう。
- (3) 雨水タンク 住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより河川、下水道等への流出を抑制するとともに、雨水利用に供することを目的として、雨どいから雨水を貯留するための地上に設置するタンクであり、雨水利用のための蛇口が設置されているものをいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 浸透雨水ます及び雨水タンクをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、名古屋市上下水道局に対して支払うべき水道料金及び下水道使用料に滞納がなく、名古屋市内において土地若しくは建築物を所有している者又は所有する見込みのある者（雨水タンクについて補助金の交付を受けようとする者にあつては、販売目的の場合を除く。）で、当該土地又は建築物において雨水流出抑制施設の設置工事を行おうとする者（雨水タンクについて補助金の交付を受けようとする者にあつては、次の各号のいずれかに該当する者に限る。）とする。

- (1) 建築物に現に居住し、又は居住する見込みのある者
- (2) 土地若しくは建築物において、現に業を営み、又は営む見込みのある者
- (3) 土地若しくは建築物を現に維持管理し、又は維持管理する見込みのある者

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水流出抑制施設は、浸透雨水ますにあつては一筆の土地について4基まで、雨水タンクにあつては一棟の建築物について1基までとし、次に定める基準により設置されたものとする。

- (1) 浸透雨水ます

ア 構造及び設置の技術上の基準については別に定める排水設備要覧（名古屋市上下水道局）によるものであること。

イ 設置工事は、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店により行われたものであること。

(2) 雨水タンク

ア 貯留容量が 80 リットル以上あること。

イ 市販品の雨水タンクであること。

ウ 蛇口を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 国、地方公共団体並びに独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人及び公立大学法人が設置する雨水流出抑制施設

(2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 30 条に規定する許可を要する場合において、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が、同法第 38 条第 2 項の規定による検査において、同法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合していると確認される前に設置された雨水流出抑制施設一式

(3) この要綱に基づき、浸透雨水ます設置に係る補助金の交付を受けたことがある土地において、浸透雨水ますを設置する場合又は雨水タンク設置に係る補助金の交付を受けたことがある建築物において、雨水タンクを設置する場合

(4) 移転補償等に伴う機能回復により設置する雨水流出抑制施設

(5) その他名古屋市上下水道局長（以下「局長」という。）が補助金の交付対象とすることが適当でないと認める雨水流出抑制施設

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の表の左欄に定める雨水流出抑制施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める補助金額とする。千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区 分	補助金額
浸 透 雨 水 ま す	設置費（材料費含む。）の 3 分の 2 に相当する額 （1 基あたりの限度額 25,000 円）
雨 水 タ ン ク	設置費（材料費含む。）の 3 分の 2 に相当する額 （限度額 30,000 円）

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添付して局長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 建築物の配置図等に雨水流出抑制施設の設置箇所を示した図面

(3) 雨水流出抑制施設の構造が分かる書類

(4) 見積書等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類

2 局長は、各年度に定める予算の上限に達した場合には申請の受付を終了するものとする。

(交付の決定)

第7条 局長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合には、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査、協議等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行う。

(決定の通知)

第8条 局長は、補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容を、及びこれに条件を付した場合はその条件を、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 局長は、補助金を交付しない決定をしたときは、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、決定通知書の通知日以降に補助事業に着手しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定に不服があるとき又は雨水流出抑制施設の設置ができなくなったときは、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金取下申請書（第4号様式）により申請の取下げをすることができる。

2 局長は、前項の規定による取下げを承認したときは、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金取下承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。この場合において、補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更の申請)

第10条 交付決定者は、決定通知書による通知を受けた後、申請内容を変更しようとするときには、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金変更申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添付して局長に提出する。

(1) 建築物の配置図等に雨水流出抑制施設の設置箇所を示した図面

(2) 雨水流出抑制施設の構造が分かる書類

(3) 見積書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、局長が必要があると認める書類

2 局長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金変更決定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第 11 条 交付決定者は、雨水流出抑制施設を設置した上、当該年度の 3 月 10 日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までに、名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書（第 8 号様式）に、次に掲げる書類を添付して局長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し（領収書が発行されない場合は、購入費及び設置費を証する書類）
- (2) 設置の過程が確認できる写真
- (3) 設置完了後の写真
- (4) 誓約書（第 9 号様式）
- (5) 振込先預金口座の預金通帳の写し等振込先がわかるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、雨水流出抑制施設の設置完了日から起算して 30 日以内に、前項の書類の提出を行うように努めること。

(検査及び補助金の交付額確定)

第 12 条 局長は、前条の規定による提出を受けた場合、提出書類を精査し、必要と認めるときは現地を確認して検査を行う。この場合において、設置が適正に行われていないと認めるときは、交付決定者に是正を指示することができる。

2 局長は、前項の検査及び是正の処置において、設置が適正に行われたものと認めるときは、補助金の交付額を確定し、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(雨水流出抑制施設の維持管理)

第 13 条 交付決定者は、設置した雨水流出抑制施設の機能を維持するために必要となる点検、補修、清掃などの維持管理を行わなければならない。

2 交付決定者は、補助金の交付日から起算して 7 年以上、設置した雨水流出抑制施設を存続させなければならない。この場合において、当該施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、存続の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(交付の取消)

第 14 条 局長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正な手段によって補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に定める義務に違反したとき。

(3) 交付決定を受けた年度の3月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までに、名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書（第8号様式）が提出されないとき。

2 局長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付取消通知書（第11号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第15条 局長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第16条 局長は、交付決定者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 雨水流出抑制施設の維持管理のための交付決定者へのメールの送信
- (2) 雨水流出抑制施設の維持管理状況等に関するアンケート
- (3) その他局長が必要と認める事項

（委任）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、下水道計画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。